

高坂家文書流出事故

長野県中川村の高坂家本家から大量の「高坂家文書」が流出してしまった。時期、原因は不明。高坂家は実質的に断絶しているので、関係者とは連絡がつかない状況にある。東北地方の大学の先生の手に移ってしまった。先生に確認したところ、①高坂家の資料は、インターネットオークションに出していた業者より購入したのになります。伊那の他家文書と混ざっており何とか分けました。

②残念ながら、流出経路については分かりません。ここからは推測となりますが、まとまってありますので、もともと箆笥や木箱などに入っていた状態だったものを業者が、中身を取り出して、別家のものとまとめて、オークションに出したものとみられます。史料は初出で、かつてどの研究者も見なかったもののようなのです。流出元も中身に古文書など貴重なものが入っているとは知らずに、家の片付けを兼ねて、箆笥や木箱ごと業者に出してしまったのではないかと、思っております。ゴミとして処分されなかったのは幸いと思っております。

との連絡を受けた。

長野県は群雄割拠で旧家が多かったので、古文書の流出が頻繁に起きているようだが尋常ではない。先生も何ら疑問を抱くことなく分類したようである。

現在、長野県立歴史館に所蔵されているので、デジタル複製の提供を求めたが、デジタル化されているのは1点のみで、その他については提供することができないとのことだった。現地での直接閲覧・写真撮影しか確認する方法はない。

公的機関に所蔵されていれば、盗難・火事に遭わずに済むので、維持・安全性確保の点では安心であるが、デジタル化の実現が切に望まれる。

(川端紅葉著 2026・10・5)

借用申金子之事

一金百九拾六兩壹分者 但文字金也 此利足壹割

右髓ニ今日借用仕年々御年貢御未進并納并借金方皆濟償申所
實正明白ニ御座候右金返濟方ハ小作人帳面差出し御預ケ置候
通り米高三百七拾九俵四升ハ田方分、大豆九拾壹俵壹斗四升
壹合ハ畑方分

右之内 米貳百貳拾三俵三斗一升五合六勺七才ハ年々御年

貢諸役貫皆濟上納分

大豆百六拾七俵六升三合 惣貳方並ニ借金無盡返

濟米諸入用拂方分

引殘而米合七拾九俵貳升貳合三勺三才也 惣實濟貳餘り米

此米高八拾俵高詰可申約束ニ御座候事

右之殘米大豆ヲ以、年々豐年ニ作立可相納候間、其年々十一月

中旬立直段ヲ以元金皆濟被成下、何ケ年ニても元金濟候後利

足金ニ御引取被成下、田畑下作有形ニ而行末々常太郎江其儘御
引渡シ被下候様ニ私身代御貳方今度改頼入申處實正明白ニ御座
候、尤惣被官門屋共一流御頼申入候處相違無御座候右金高元利
御皆濟申間ハ一流門屋共不作引等之御訴訟等決而不仕書而貳米
辻急度作立高辻合可申候、以御了簡御貳可被下候萬一不作又ハ
御立毛増納等候而も尤作理一切彼是御咎等申上間敷候、若早損
等ニ而御約束辻高間違候而御引取永田畑御所持ニ被成下候而も
決而申分仕間敷候爲後日一家申加判并門屋共迄一流連印加判借
用證文一札仍而如件

寶曆十三年二月六日

大草村沖多木人 高坂源五郎

同 斷 同 常 太郎

肝煎請入鹿驛村 大島彦兵衛

同 斷 同 雄 角

總一家名代 下平仁助

私領方庄屋

右 同 斷 鹽澤貞右衛門

御領方庄屋 ○○○○

惣被官總代 桑 七

長 三

伊 郎 助

山方分

喜

里方分

庄

此外耕地々々ニ年寄共○○○

八 助

大河原村

前島石馬之庭殿

兵左衛門殿參

一 無盡并年賦金先達而質物ニ入置候田畑之分ハ證文ハ書入置
候儘御了簡之相定ニ御座候尤無盡年賦證文相濟候後ハ此度證
文通り相違無御座候仍而附紙ニ而斷相立置申候以上

「高坂家文書」(日本農業史の研究、小林平左エ門著、昭和 27 年 11 月)
農商務省の小林平左エ門氏が、昭和 9 年 3 月に南向村大草の高坂徳風宅を
訪問して見た証文(長野県立歴史館目録 4-42-67 と同じ)。